

平成30年兵庫県警察運営重点について（一般甲）

〔平成29年12月5日〕
兵警務一般甲第120号

兵庫県公安委員会運営規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条第2項に規定する兵庫県警察の事務の運営に関する大綱方針として、平成30年兵庫県警察運営重点が別添のとおり定められたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、所属の実情に応じた効果的な施策を策定し、その推進に努められたい。

平成30年兵庫県警察運営重点

◎ 基本理念

県民の安全を守る力強い警察

～ 県民とともに、県民のために ～

～ 強く・正しく・温かく ～

高い規律と士気を有し、時代の変化に対応する柔軟性を備えた警察組織を確立し、警察の総合力を最大限発揮することによって県民の期待と信頼に応える。

◎ 活動指針

—— 初動は警察の命 ——

◎ 業務重点

- 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進
- 重要凶悪犯罪の徹底検挙とストーカー・DV、虐待事案を始めとする人身安全関連事案への的確な対応
- 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策等、地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進
- サイバーセキュリティ対策の推進
- 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進
- 安全・安心・快適な交通社会の実現
- テロ、大規模災害等諸対策の推進